

令和5年

春の全国交通安全運動 宮崎県推進要綱

1 目的

本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2 期間

令和5年5月11日（木）～20日（土）10日間

※5月20日（土）は「交通事故死ゼロを目指す日」

横断歩道は手を上げる
などして渡りましょう！



3 運動の重点

- 高齢者の交通事故防止（県独自）
- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

4 運動の推進方法

推進機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの特性に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

※運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止に十分留意してください。

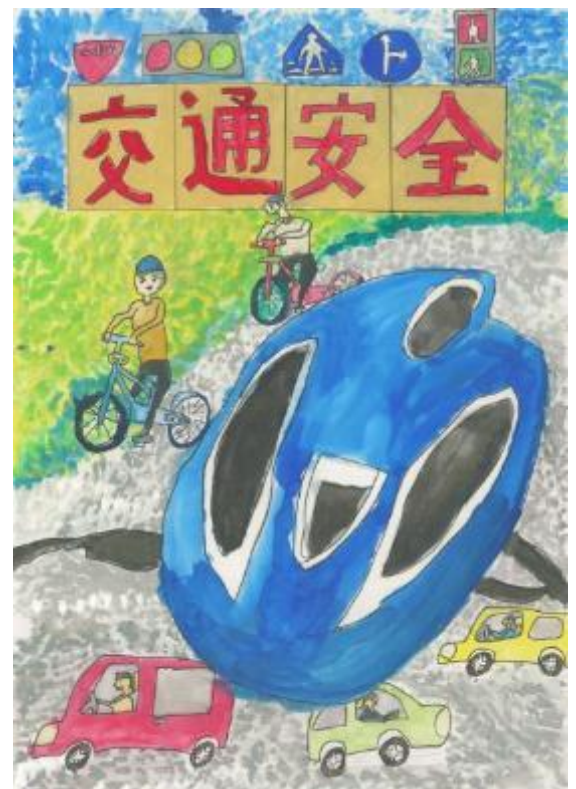
令和4年度宮崎県交通安全ポスターコンクール入賞作品



（小学生下学年の部 銅賞 樋口 新さんの作品）



（小学生上学年の部 佳作 布施 佑二郎さんの作品）



宮崎県交通安全対策推進本部

令和5年春の全国交通安全運動の具体的推進事項

高齢者の交通事故防止

運転者は…

- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転（※）」を積極的に実践しよう。
- 運転に不安を感じたら「安全運転相談ダイヤル#8080」や「高齢者運転免許証返納メリット制度」等を活用し、運転免許証の返納を考えよう。
- 70歳以上の方は積極的に、高齢者マークを付けよう。
- 高齢者、障がい者等への思いやりのある運転をしよう。

歩行者は…

- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出は、明るい目立つ色の服装と反射材を着用しよう。
- 道路を横断する際は、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡ろう。

家庭・地域・学校・職場では…

- 高齢者の運転に関して家庭内で話し合おう。
- 運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しよう。
- 安全運転サポート車の普及啓発に努めよう。
- 加齢に伴う身体機能の変化についての安全教育・広報啓発を推進しよう。



高齢者交通安全五則

- ま … 待つ
- み … 見る
- む … 無理せず止まる
- め … 目立つ
- も … (身体の変化を) もっと知る

※「制限運転」とは・・・

高齢者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所などを自ら決め、無理な運転を控えること。

【実施例】

- ・ 体調が悪いときは運転を控える。
- ・ 夜間、雨天時、通学時間帯の運転を控える。
- ・ 混雑した場所での運転を控える。
- ・ 高速道路、長距離の運転を控える。
- ・ 速度を控えて運転する。
- ・ 不慣れな場所での運転を控える。

こどもを始めとする歩行者の安全確保

歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者の安全の確保

歩行者は…

- 道路に飛び出したり、道路で遊ばないようにしよう。
- 横断歩道は、手をあげるなどして、信号や右・左をよく見ながら渡ろう。
- 道路を斜めに横断したり、車の近くを渡らないようにしよう。
- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出は、明るい目立つ色の服装と反射材を着用しよう。
- 「歩きスマホ」は危険です。絶対にやめよう。

家庭・地域・学校・職場では…

- こどもや高齢者、障がい者等に対する思いやりのある運転をしよう。
- 家庭において、安全に道路を通行するための教育を徹底しよう。
- スクールゾーンは決められた時間帯は通行できません。標識等を確認しよう。
- 通学路等の安全点検を行い、交通安全指導を実施するなど、地域ぐるみでこどもの交通事故防止に取り組もう。
- 交通ルールの理解のための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しよう。
- 加齢に伴う身体機能の変化についての安全教育・広報啓発を推進しよう。
- こどもや高齢者の交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育・広報啓発を推進しよう。



横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

運転者の歩行者等への保護意識の向上

- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しよう。
- 横断歩道等予告マーク（◇ダイヤモンドマーク）が見えたら、減速し歩行者等に注意しよう。
- 運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめよう。

飲酒運転等の根絶

運転者は・同乗者は…

- 飲酒運転は犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しよう。
- 二日酔い運転に注意。翌朝、運転する場合は、お酒の量を控えよう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すことも犯罪です。

家庭・地域・学校・職場では…

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを促進しよう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しよう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図ろう。
- 飲酒運転による交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を推進しよう。

自転車でも
飲酒運転に
なります！



令和4年4月1日から、安全運転管理者による運転者のアルコールチェックが「義務化」されました！

妨害運転等の防止

二輪車運転者等に対する広報啓発

運転者は…

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行し、交通事故を防ごう。
- 妨害運転（あおり運転）などの危険運転は絶対にやめよう。
- 二輪車の特性を知り、ヘルメットやプロテクターを正しく着用しよう。
- 電動キックボード等、新たなモビリティを正しく利用しよう。

家庭・地域・学校・職場では…

- 交通ルール遵守とマナー向上のため安全指導や教育活動を推進しよう。
- 新聞・テレビ・SNS等の各種広報を活用して、脇見・ぼんやり運転等追放の広報啓発を徹底しよう。
- 過労・居眠り・暴走運転をなくそう。



全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者・同乗者は…

- 後部席を含む全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用品が運転者の義務であることを周知徹底しよう。

家庭・地域・学校・職場では…

- シートベルトの非着用や、チャイルドシートの未使用時の危険性を認識し、広報啓発を徹底しよう。



自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車利用者等の安全確保



利用者は…

- 自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しよう。
- 自転車に乗る時は、大人も子どももヘルメットを着用しよう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認を徹底しよう。
- 夜間はライトを点灯しよう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しよう。
- 傘差し、スマートフォン等の使用はやめよう。イヤホン等の使用は危険です。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しよう。

家庭・地域・学校では…

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を徹底しよう。
- 自転車の点検整備を徹底しよう。
- 家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しよう。

改定「自転車安全利用五則」

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

道路交通法の改正（公布：令和4年4月27日、施行：令和5年4月1日）

道路交通法が改正され、
全ての年代で自転車乗車時のヘルメット着用が「努力義務」となりました！



宮崎県交通安全スローガン入選作品

- ◆「年の功 経験活かし 事故防止」 ◆「自転車も 歩行者守って やさしい運転」
- ◆「一瞬の わき見ぼんやり 事故一生」 ◆「横断歩道 歩行者いたら 赤信号」
- ◆「飲酒運転 するもさせるも 皆同罪」 ◆「反射材 あなたの命を守る盾」

宮崎県交通安全事故

相談所の案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。（電話相談可）

- ◆場所 県庁1号館4階
宮崎市橘通東2丁目10番1号
☎ 0985-26-7039

- ◆相談日時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後3時半

安全運転相談の案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。（秘密は厳守します）

- ◆相談窓口 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後5時
- 宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999（音声案内2番）
- 都城運転免許センター ☎0986-25-9999（直通）
- 延岡運転免許センター ☎0982-33-9999（直通）
- 安全運転相談ダイヤル #8080
⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分